

千葉県報

定例
令和5年11月24日

第13892号

千葉県報

令和5年11月24日(金曜日)

主要目次

- 病院局管理規程
千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程
告示
一
- 特定計量器の定期検査の実施
一
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(二件)
一
- 土地改良区定款の変更認可
二
- 道路の供用開始
二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
二
- 土砂災害警戒区域の指定
二
- 土砂災害特別警戒区域の指定
三
- 公告
四
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定
四
- 監査委員公告
四
- 監査結果の公表
四
- 特定調達公告
四
- 落札者等の公告(二件)
四

病院局管理規程

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和五年十一月二十四日

千葉県病院局管理規程第二十七号

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」及び「同項」を「第三項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、局長が特に認められた場合には、金銭を収納した日から公金徴

収事務受託者ごとに局長が定める期日までに当該収納した金銭を出納員に引き継ぎ、又は出納取扱金融機関に預け入れることができる。
附則
この管理規程は、公布の日から施行する。

告示

千葉県告示第四百四十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年十一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
香取郡神崎町	令和六年三月五日	香取郡神崎町神崎本宿一六三番地 香取郡神崎町役場	午前十時三十分から午後三時まで
香取郡多古町	令和六年二月十三日	香取郡多古町多古五八四番地 香取郡多古町役場	"
古町	令和六年二月十四日	"	"
香取郡東庄町	令和六年二月十五日	"	"
香取郡東庄町	令和六年一月十八日	香取郡東庄町笹川い四、七一三番地一三一 香取郡東庄町役場	"

備考

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第四百四十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
令和五年十一月二十四日

一 指定する区域 館山市北条字下沼六四八番一の一部(別図のとおり)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和五年十一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 袖ヶ浦市南袖四四番の一部(別図のとおり)

二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市潤井戸土地改良区の定款の変更を令和五年十一月十三日付けで認可した。

令和五年十一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年十一月二十六日午後三時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和五年十一月二十四日から三週間、縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道越谷流山線	流山市下花輪字権八六七番三地先県境から三輪野山五丁目五七六番一地先まで

千葉県告示第四百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所において縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

長作町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第一九号までを順次結んだ線及び標柱第一九号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地名
一	千葉市花見川区	長作町	三〇一番二
二	"	"	三〇五番
三	"	"	三〇五番
四	"	"	三〇七番
五	"	"	三〇九番二
六	"	"	三一〇番二
七	"	"	三一〇番五地先の道路敷
八	"	"	三一〇番四
九	"	"	三一〇番一
一〇	"	"	三一六番
一一	"	"	三一六番
一二	"	"	三〇六番二
一三	"	"	三〇六番二
一四	"	"	三〇六番一
一五	"	"	三〇六番一
一六	"	"	三〇六番一
一七	"	"	三〇六番一
一八	"	"	三〇六番一
一九	"	"	三〇一番二

千葉県告示第四百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により平成二十二年千葉県告示第五百四十四号（土砂災害警戒区域の指定）、平成二十三年千葉県告示第七百七十九号（土砂災害警戒区域の指定）、平成二十四年千葉県告示第三百三十七号（土砂災害警戒区域の指定）及び平成二十四年千葉県告示第四百七十九号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和五年十一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域	
区域の名称	指定の区域
白井台	佐倉市白井台及び白井の区域のうち、次の図面に示す区域
岩名一	佐倉市岩名の区域のうち、次の図面に示す区域
岩名七	佐倉市岩名の区域のうち、次の図面に示す区域
山崎	佐倉市山崎の区域のうち、次の図面に示す区域
株木	印西市萩原の区域のうち、次の図面に示す区域
平塚二	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

二 指定の解除に係る区域

一 指定に係る区域	
区域の名称	指定の区域
山崎	佐倉市山崎の区域のうち、次の図面に示す区域
株木	印西市萩原の区域のうち、次の図面に示す区域
平塚二	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域
	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により平成二十二年千葉県告示第五百四十五号（土砂災害特別警戒区域の指定）、平成二十三年千葉県告示第七百八十二号（土砂災害特別警戒区域の指定）、平成二十四年千葉県告示第四百八十一号（土砂災害特別警戒区域の指定）及び平成二十四年千葉県告示第四百八十一号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和五年十一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
白井台	佐倉市白井台及び白井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩名一	佐倉市岩名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩名七	佐倉市岩名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山崎	佐倉市山崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
株木	印西市萩原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

平塚二	次の図面に示す区域 白井市平塚の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
-----	--	---------	----------

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて縦覧に供する。）
置いて縦覧に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
白井台	佐倉市白井台の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩名一	佐倉市岩名の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩名七	佐倉市岩名の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山崎	佐倉市山崎の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
株木	印西市萩原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平塚二	白井市平塚の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて縦覧に供する。）

公 告

農地を利用する権利の設定に関する裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地中間管理機構に農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和五年十一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人
利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地 目	面 積
君津市八幡字山伏	二五一番一	田	五七四平方メートル

二五一番五	〃	〃	一〇一平方メートル
利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額	〃	〃	〃
内容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田	令和六年三月十五日	十年	三一、〇五〇円

三 補償金の支払の方法
利用権の始期までに千葉県地方務局木更津支局に補償金を供託する。
四 裁定に係る農地の所有者等に係る情報
登記名義人が死亡した後、その所有者等を確知することができない。

監 査 委 員 公 告

監査結果の公表
令和五年九月一日から同年十月三十一日までに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第七項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。
令和五年十一月二十四日

- 千葉県監査委員 小 倉 明
千葉県監査委員 川 口 明 浩
千葉県監査委員 関 政 幸
千葉県監査委員 岩 井 泰 憲

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕
落札者等の公告
次のとおり落札者等について公告する。
令和五年11月24日

千葉県知事 熊谷 俊 人

〔掲載順序〕
①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
⑩災害対応職員用備蓄食料ほか 一式 ⑪千葉県防災危機管理本部防災対策課 千葉市中
央区市場町1番1号 ⑫令和5年10月5日 ⑬佐川アドバンス株式会社 東京都江東区
新砂一丁目8番10号 ⑭30,816,678円 ⑮一般競争入札 ⑯令和5年8月25日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年11月24日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他の必要な事項
- ①千葉県公立高等学校入学者選抜採点システム装置等賃貸借 一式 ②千葉県教育庁教育振興部学習指導課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令和5年9月21日 ④FLCS株式会社 千葉県中央区新町3番地13 ⑤122,562,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年8月8日

購読料
本号(別冊を含む。)
一部

五六円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千
葉
県
〇四三(二三三)二六五八